

鳥羽市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として講じた措置について市長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成29年3月28日

鳥羽市監査委員 村 林 守

鳥羽市監査委員 坂 倉 広 子

記

監 査 の 種 類	平成28年度 定期監査	
監 査 実 施 期 間	平成28年7月1日～8月5日	
結 果 区 分	指摘事項〔是正・改善事項〕3件、所見〔検討事項〕1件	
課・係名等	指摘の内容	措置の内容等
観 光 課	<p>①補助金交付事務について〔是正・改善事項〕</p> <p>臨時駐車場対策支援事業補助金の実績報告書において、収支差引額が補助金交付額を超えていたため、補助対象経費を明記するとともに交付補助金の精査を指示した。同補助要綱及び鳥羽市補助金等交付規則に基づき、適正な手続きとなるよう改められたい。</p>	<p>同事業において収支差引額（余剰金）が発生した場合、次年度事業の繰越財源として補助金額を精査・算定していたことを鑑み、既支給補助金については、返還金としての処理は行わないこととしました。</p> <p>なお、今度、余剰金が発生した場合にあっては、従前の繰越財源とせず、単年度精算を原則とした処理に改めます。</p>
健康福祉課・社会福祉事務所	<p>①臨時給付金制度の事務処理について〔是正・改善事項〕</p> <p>臨時福祉給付金に係る口座振替手数料の精算処理の遅延があった。特に主要な業務についてはフローチャートを作成する等、組織内のチェック機能の充実を図り、再発防止に取り組まれたい。</p>	<p>事業の年次計画に事務処理について記載することで、再発防止を図りました。</p>
	<p>②補助金交付事務の適正化について〔是正・改善事項〕</p> <p>鳥羽市高齢者及び障害者住宅改造費補助金について、交付要綱において補助金の算定上1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てる旨が規定されているものの、端数処理せず算定・交付決定し、補助金を支給していた。交付要綱に基づき適正な補助金交付事務となるよう改められたい。</p>	<p>今後は、交付要綱に基づき適正な補助金交付事務となるように確認を徹底し、再発防止を図ります。</p>

	<p>①保健福祉センター空調機器について 【検討事項】</p> <p>保健福祉センター空調機器定期点検報告書において、数か所の不具合が報告されていた。室外機については緊急を要したため流用し修繕対応されていたが、他は優先順位の高いものから対応をしていくとのことであった。経済性を考慮した修繕計画を進められたい。</p>	<p>経済性を考慮し、複数年にわたる修繕計画を立て、予算計上していくこととします。</p>
--	--	---